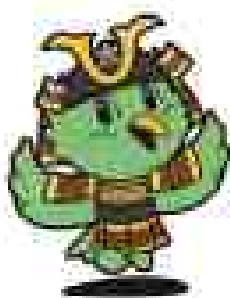

越前おおの環境基本計画 令和2年度 年次報告書

大野市



目 次

第一部 大野市内における環境の概要

第1章	市勢の概要.....	1
1.	市勢の概況.....	1
第2章	越前おおの環境基本計画の概要.....	6
1.	目的.....	6
2.	目標年次.....	6
3.	対象とする環境の範囲.....	7
4.	推進主体.....	7
5.	重点プロジェクト.....	8
第3章	環境保全行政の概況.....	19
1.	環境保全行政の歩み.....	19
2.	環境保全行政機構.....	21
3.	環境保全対策予算の推移.....	22
4.	公害関係法令の概要.....	23
5.	公害苦情処理件数.....	25
6.	公害防止協定締結状況.....	26

第二部 基本的施策の推進状況

第1章	公害の防止.....	27
1-1.	大気汚染の防止.....	27
1-2.	水質汚濁の防止.....	36
1-3.	地盤沈下の防止.....	66
1-4.	土壌汚染の防止.....	67
1-5.	騒音の防止.....	69
1-6.	振動の防止.....	79
1-7.	悪臭の防止.....	84
1-8.	典型7公害以外の公害への対策.....	91
第2章	自然の構成要素の保全.....	93
2-1.	水の保全.....	93
2-2.	空気の保全.....	95
2-3.	土壌の保全.....	96

第3章	自然環境の体系的保全.....	97
3-1.	河川環境の保全.....	97
3-2.	湧水地環境の保全.....	99
3-3.	農地環境の保全.....	100
3-4.	山林環境の保全.....	102
第4章	生物の多様性の確保.....	104
4-1.	生物の保存.....	104
4-2.	生育環境の保全.....	105
第5章	良好な景観形成及び歴史的文化遺産の保存.....	106
5-1.	良好な景観形成.....	106
5-2.	歴史的文化的遺産の保存.....	107
第6章	地下水の合理的利用及びかん養対策.....	108
6-1.	地下水の合理的利用.....	108
6-2.	地下水かん養対策.....	112
第7章	資源及びエネルギーの有効利用.....	114
7-1.	自然エネルギーの利用.....	114
7-2.	省資源、省エネルギーの推進.....	115
第8章	廃棄物の減量及びリサイクルの推進.....	116
8-1.	廃棄物の減量.....	116
8-2.	リサイクルの推進.....	118
第9章	地球環境の保全.....	120
9-1.	地球温暖化の防止.....	120
9-2.	酸性雨対策.....	122
9-3.	オゾン層の保護.....	123
9-4.	森林の保護.....	124
第10章	総合的な環境対策.....	125
10-1.	調査研究と情報提供.....	125
10-2.	環境教育と学習の推進.....	126
10-3.	庁内体制の充実.....	129

大野市内における 環境の概要

大野市内における基本的な環境の現状を明らかにします。

第1章 市勢の概要

1. 市勢の概況

(1) 概況

面積…872.43k m²

人口…32,413人 (令和2年10月1日現在 外国人を含む)

世帯数…11,751世帯 (” ”)

市制施行…昭和29年7月1日

(2) 沿革

大野市のあけぼのは縄文中期(約4,000年前)であることが右近次郎遺跡等から出土する多数の石器、土器によって明らかにされました。また、古い文献では、和良比夫(蕨生)・佐比良気(佐開)・佐加戸(坂戸)・若子(若生子)の地名が出ています。

平安時代には加美・資母・大沼の庄名が見えており、そのころ大野盆地は牛ヶ原荘園、平泉寺荘園が支配していました。しかし、平安時代の終わりごろ武士の興起によって荘園は圧迫され、室町時代には全く滅び去り、代わって斯波氏、朝倉氏など武士の統領が支配するところとなりました。

天正元年(1573年)朝倉氏の滅亡後一時は一向一揆の支配下となりましたが、一揆は間もなく織田信長に平定され、織田の武将金森長近が大野の大部分を統治しました。長近はまず亀山に越前大野城を構築するとともに京都に模して短冊状の城下町を建設し、栄えてきました。天和2年(1682年)土井利房が大野に封ぜられましたが、勝山・郡上・鯖江・福井の藩料、公料など複雑に分割され、明治維新まで約150年間続きました。

明治4年廃藩、同6年区長・権長が置かれ、戸制など多少の変遷を経て、明治22年(1889年)町村制が実施され、大野・下庄・乾側・小山・上庄・富田・阪谷・五箇の1町7か村となり、昭和26年11月に下庄村は町制を施行しました。

そして、昭和29年7月1日に2町6か村が合併して大野市が誕生しました。その後、昭和45年7月1日に西谷村、平成17年11月7日に和泉村を編入合併し、令和2年10月1日現在の人口は32,413人、世帯数は11,751世帯となっています。

市制施行以来、これまで幾多の災害を克服し、恵まれた自然環境を生かしながら、「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち越前おおの」の実現を目指して力強く歩み続けてきました。

市域の変遷

年 月 日	事 項	編入面積	総面積
昭和29年7月1日	市制施行(2町6か村合併)	—	343.56k m ²
昭和45年7月1日	西谷村編入合併	198.10k m ²	541.66k m ²
昭和63年10月1日	国土地理院による再計測	—	539.92k m ²
平成17年11月7日	和泉村編入合併	332.38k m ²	872.30k m ²
平成26年10月1日	国土地理院による再計測	—	872.43k m ²

(3) 位置と地勢

大野市は福井県の東部にあり、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町と接しています。

面積は 872.43 km²で、このうち森林が 758.38 km²を占めています。

四囲は霊峰白山の支脈に囲まれ、大野富士とも呼ばれる荒島岳をはじめ、赤兎山、願教寺山、能郷白山、経ヶ岳などの秀峰がそびえています。

岐阜県境に源を発する九頭竜川、その支流の真名川・清滝川・赤根川は、大野盆地を南から北へ貫流しています。これらの河川は上流で九頭竜峡・真名峡の渓谷美をつくり、流れて 4,000ha (40 km²) の野を潤しています。

土地利用状況 (平成 29 年分)

(単位：km²)

総数	農用地			森 林	原 野	水面・ 河川・ 水路	道 路	宅 地	その他
	農地	採草 放牧 地	計						
872.43	42.12	0.89	43.01	758.38	0	30.54	12.75	10.45	17.30

※四捨五入等により、計と内訳の合計が一致しないことがあります。

資料：福井県「福井県の土地利用と土地対策」

【大野市位置図】



(4) 気象

大野市の気候は典型的な日本海北陸型気候区に属し、冬季に強い北よりの季節風が吹き荒れ曇天が続くのが特徴です。また、美濃越前山地の北側に上昇気流が発生して、多くの雪や雨を降らせています。

大野市の最近10年間の年間平均気温は13.7度で、内陸盆地であることから寒暖の差が大きく、日本海側を発達した低気圧が通過するときにフェーン現象がしばしば発生します。

気象

年度	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	降水量	日照 時間	最深 積雪
平成	℃	℃	℃	m/s	m/s	mm	h	cm
3年	13.3	34.9	-10.2	1.1	SSE 10	2,683	1,049.6	157
4	13.0	35.5	-9.9	1.1	SSE 11	1,990	1,206.6	50
5	12.4	32.5	-8.6	1.4	SE 11	2,584	1,152.8	65
6	13.6	36.5	-11.3	1.4	SSE 9	1,365	1,524.7	75
7	12.3	35.2	-12.1	1.3	SSE 8	2,629	1,267.1	97
8	12.6	34.9	-9.3	1.4	SSW 7	1,790	1,381.1	100
9	13.2	33.4	-11.4	1.2	SSE 11	2,166	1,492.6	47
10	14.4	33.0	-8.8	1.2	S 8	2,579	1,191.9	67
11	13.7	33.6	-11.5	1.3	SSE 9	2,274	1,331.4	97
12	13.9	36.8	-7.1	2.4	S 16	1,517	1,476.2	55
13	13.6	36.3	-9.5	2.3	NW 11	1,541	1,542.1	128
14	13.7	36.3	-7.2	2.4	S 15	2,387	1,446.8	59
15	13.7	35.2	-8.5	2.5	WNW13	1,979	1,264.8	83
16	14.6	36.2	-8.9	2.5	S 18	2,253	1,474.2	112
17	13.5	35.2	-7.8	2.4	S 16	2,440	1,255.8	157
18	14.2	35.5	-7.2	2.4	NW 14	2,106	1,371.9	32
19	13.7	38.0	-7.8	2.5	W 13	1,753	1,424.7	66
20	14.0	37.0	-9.9	1.6	NS 10	1,820	1,571.0	52
21	13.4	34.6	-6.6	1.6	WNW11	1,856	1,405.8	133
22	13.5	37.0	-7.7	1.6	SE 10	1,886	1,561.6	193
23	13.4	38.2	-10.8	1.5	SSE 10	2,070	1,442.5	130
24	13.6	38.6	-10.4	1.7	S 16	1,666	1,644.7	67
25	13.4	36.1	-7.5	1.7	SE 11	2,212	1,672.2	28
26	13.1	35.6	-9.5	1.4	ESE 10	2,504	1,580.7	115
27	14.0	35.2	-7.4	1.4	ESE 9	2,079	1,573.6	57
28	13.9	34.8	-9.2	1.4	SE 14	2,108	1,548.7	62
29	12.8	34.8	-10.2	1.3	SSE 11	2,986	1,580.4	177
30	14.3	36.0	-6.7	1.3	SE 14	2,152	1,654.4	24

年度	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	降水量	日照 時間	最深 積雪
令和 元 2	℃ 14.6 13.7	℃ 36.2 35.4	℃ - 6.7 - 9.8	m/s 1.3 1.4	m/s SSE 10 SSE 11	mm 1,880 2,473	h 1,621.9 1,562.5	cm 15 166

(資料：大野市消防本部 気象情報、気象庁)

(5) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数

年次	世帯数	人 口			一世帯 あたり の人員	人口密度 (1km ² あたり)	摘 要
		総数	男	女			
大正9年	7,309	36,507	17,862	18,645	4.99	67.4	第1回国勢調査
14	7,391	36,552	17,885	18,667	4.95	67.5	第2回 "
昭和5年	—	37,320	18,325	18,995	—	68.9	第3回 "
10	—	37,274	18,168	19,106	—	68.8	第4回 "
15	7,413	38,409	18,652	19,757	5.18	70.9	第5回 "
22	—	47,549	23,276	24,273	—	87.8	第6回 "
25	9,136	47,412	23,056	24,356	5.19	87.5	第7回 "
30	9,243	47,621	23,281	24,340	5.15	87.9	第8回 "
35	9,620	46,271	22,013	24,258	4.81	85.4	第9回 "
40	9,975	44,873	21,321	23,552	4.50	82.8	第10回 "
45	10,090	42,241	20,152	22,089	4.19	78.0	第11回 "
50	10,306	41,918	20,074	21,844	4.07	77.4	第12回 "
55	10,476	41,901	20,051	21,850	4.00	77.4	第13回 "
60	10,485	41,926	20,089	21,837	4.07	77.4	第14回 "
平成2年	10,463	40,991	19,538	21,453	3.91	75.9	第15回 "
7	10,567	40,245	19,147	21,098	3.81	74.5	第16回 "
12	10,867	38,880	18,573	20,307	3.58	72.0	第17回 "
17	11,229	37,843	17,956	19,887	3.37	43.4	第18回 "
22	10,847	35,291	16,705	18,586	3.25	40.5	第19回 "
27	10,698	33,109	15,683	17,426	3.09	38.0	第20回 "
令和2年	10,868	31,286	14,997	16,289	2.88	35.9	第21回 "

※ 平成17年次から旧和泉村分を含みます。

(6) 産業別就業者数

産業分類別就業者数

産業分類	平成 17 年	産業分類	平成 22 年	産業分類	平成 27 年
総数	20,133	総数	18,212	総数	17,733
第 1 次産業	2,157	第 1 次産業	1,772	第 1 次産業	1,557
農業	2,126	農業	1,671	農業	1,462
林業	29	林業	98	林業	93
漁業	2	漁業	3	漁業	2
第 2 次産業	7,019	第 2 次産業	5,615	第 2 次産業	5,566
鉱業	24	鉱業・採石業・砂利採取業	8	鉱業・採石業・砂利採取業	6
建設業	3,224	建設業	2,384	建設業	2,161
製造業	3,771	製造業	3,223	製造業	3,399
第 3 次産業	10,948	第 3 次産業	10,808	第 3 次産業	10,553
電気・ガス・ 熱供給・水道業	163	電気・ガス・熱供給・水道業	160	電気・ガス・熱供給・水道業	152
情報通信業	161	情報通信業	132	情報通信業	139
運輸業	537	運輸業・郵便業	633	運輸業・郵便業	530
卸売・小売業	2,749	卸売業・小売業	2,624	卸売業・小売業	2,359
金融・保険業	379	金融業・保険業	357	金融業・保険業	333
不動産業	36	不動産業・物品賃貸業	103	不動産業・物品賃貸業	118
		学術研究・専門技術サービス業	372	学術研究・専門技術サービス業	380
飲食店・宿泊業	675	宿泊業・飲食サービス業	732	宿泊業・飲食サービス業	693
		生活関連サービス業・娯楽業	664	生活関連サービス業・娯楽業	613
教育・学習支援業	829	教育・学習支援業	825	教育・学習支援業	758
医療・福祉	2,018	医療・福祉	2,323	医療・福祉	2,635
複合サービス事業	453	複合サービス事業	296	複合サービス事業	324
サービス業	2,248	サービス業		サービス業	
		(他に分類されないもの)	890	(他に分類されないもの)	916
公務		公務		公務	
	700	(他に分類されるものを除く)	697	(他に分類されるものを除く)	603
分類不能の産業	9	分類不能の産業	17	分類不能の産業	57

第2章 越前おおの環境基本計画の概要

1. 目的

環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定され、平成22年4月から第二期の計画期間が始まりました。

この計画は、市、市民、事業者、市を訪れた者（以下、「訪問者」という。）がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の3つの事項について定めています。

「環境像」 長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする

○大野市の将来の姿、数値目標など

「取り組み」 環境の保全および創造に向けた取り組みを明らかにする

○基本的施策の方向、重点プロジェクトなど

「役割」 市、市民、事業者、訪問者の役割を明らかにする

○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

基本理念1

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

基本理念2

環境に対する負荷を少なくし、このすばらしい環境を守りはぐくみながら豊かな社会づくりを進めていきます。

基本理念3

すべての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2. 目標年次

環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、令和2年における都市像を展望しながら、平成21年度までの10年間で第一期計画期間として策定されました。

越前おおの環境基本計画（第二期環境基本計画）は、第一期環境基本計画における取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」と「美しく豊かな自然環境を育み継承するまち」を実現するため、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指します。

なお、本計画は平成22年度から令和元年度までの10年間の計画期間として策定しましたが、市の最上位計画である第五次大野市総合計画（平成23年度から令和2年度）との整合性を図るため、平成26年度の間見直しにより計画期間を1年延長することとしました。これにより最終目標年度は第五次大野市総合計画と合わせた令和2年度とします。

3. 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に示す施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

- 生活環境・・・典型7公害、日照障害、電波障害、光害、有害化学物質など
- 自然環境・・・地形、地質、植物、動物、湧水地、山林など
- 快適環境・・・景観、歴史的文化的遺産、公共空間、都市の緑など
- 水循環・・・地下水循環、河川水循環、雨水循環など
- 物質循環・・・大気循環、廃棄物のリサイクル、エネルギー循環利用など
- 地球環境・・・地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など
- 人づくり・・・環境教育、環境学習、環境情報など

4. 推進主体

環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

- 市・・・計画全般の進行管理、近隣自治体等との連携、環境普及活動の推進など
- 市民・・・環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
- 事業者・・・環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など
- 訪問者・・・環境に配慮した観光、レクリエーションの推進など

5. 重点プロジェクト

(1) 設定

環境基本計画では、大野市の望ましい環境像を目指し、地域特性や市民アンケートの結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、個別の環境問題に即して展開されている施策のうち、総合的かつ横断的な推進が必要なものや、特に重要で早急に取り組む必要があるものについて、重点プロジェクトとして位置付け、優先的に推進していきます。

【重点プロジェクト1】 清らかな川づくり

◆水のきれいな、ごみのない清らかな川のあるまちを創造する。

【重点プロジェクト2】 豊かな湧水のあるまちづくり

◆健全な水循環を確保し、将来にわたり豊かな湧水のある名水のまちを創造する。

【重点プロジェクト3】 豊かな里地里山づくり

◆多様な生物が生息する自然豊かで美しい里地里山を創造する。

【重点プロジェクト4】 環境にやさしい循環型社会づくり

◆3Rの取り組みを通して資源循環型社会を構築し、環境にやさしいまちを創造する。

【重点プロジェクト5】 低炭素社会づくり

◆低炭素社会への取り組みを推進し、地球環境保全に貢献できるまちを創造する。

【重点プロジェクト6】 環境を思い行動する人づくり

◆環境に対する知識や意識の向上を図り、自ら考え行動できる市民参加型のまちを創造する。

(2) 必要性

各種の環境行政施策を推進していくためには、人材、組織、財源、情報、市民参加等の準備、調整が必要不可欠です。計画を「絵にかいた餅」とさせないためにも、目標達成上効果の高い施策や実施可能な施策を優先的、短期集中的に推進し、計画の実行性と計画性を確保していく必要があります。

(3) 視点

施策の優先順位の設定に当たっては、環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現に効果の高い施策を設定し、アンケート等により市民の意見を反映して設定します。

(4) 他の施策との関連性

環境基本計画は、環境行政に係る施策を総合的に取りまとめていますが、これらは長期的に実施していきます。そのため、先の視点で設定した重点プロジェクトは、比較的短期で集中的に取り組みを推進しますが、これらとの調整を図りながらその他についても継続的に推進していくこととします。

(5) 推進

実行すべき施策の具体的内容と達成すべき目標として数値目標及び管理項目を設定し、重点プロジェクトに取り組みます。

また、重点プロジェクトとして掲げる実行すべき施策の具体的内容と達成すべき水準については、大野市の環境の状況や施策の推進状況等を把握し、社会情勢等を総合的に勘案し、5年目で目標値等の検討を行いました。

重点プロジェクト1（清らかな川づくり）の推進

●清らかな川づくりの内容

- | | | |
|--------------|-------------|-----------------------------|
| 1 公害の防止 | 1-2 水質汚濁の防止 | 生活型公害の防止 |
| | | ◆合併浄化槽設置の促進及び
単独浄化槽からの転換 |
| | | ◆浄化槽等の適正管理 |
| | | ◆公共下水道の整備 |
| | | ◆農業集落排水施設の適正な管理 |
| 2 自然の構成要素の保全 | 2-1 水の保全 | 河川水の保全 |
| | | ◆水質の監視体制の強化 |
| 3 自然環境の体系的保全 | 3-1 河川環境の保全 | 水辺の保全 |
| | | ◆地域住民による清掃活動 |
| | | ◆不法投棄防止活動 |
| | | ◆河川流量の確保 |

※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

水のきれいな、ごみのない清らかな川のあるまちを創造する。

河川の水質は、環境基準の類型が指定されている九頭竜川、真名川、清滝川及び赤根川では環境基準を達成していますが、市街地を流れる河川については、生活雑排水により一部、水質汚濁が見られることがあります。

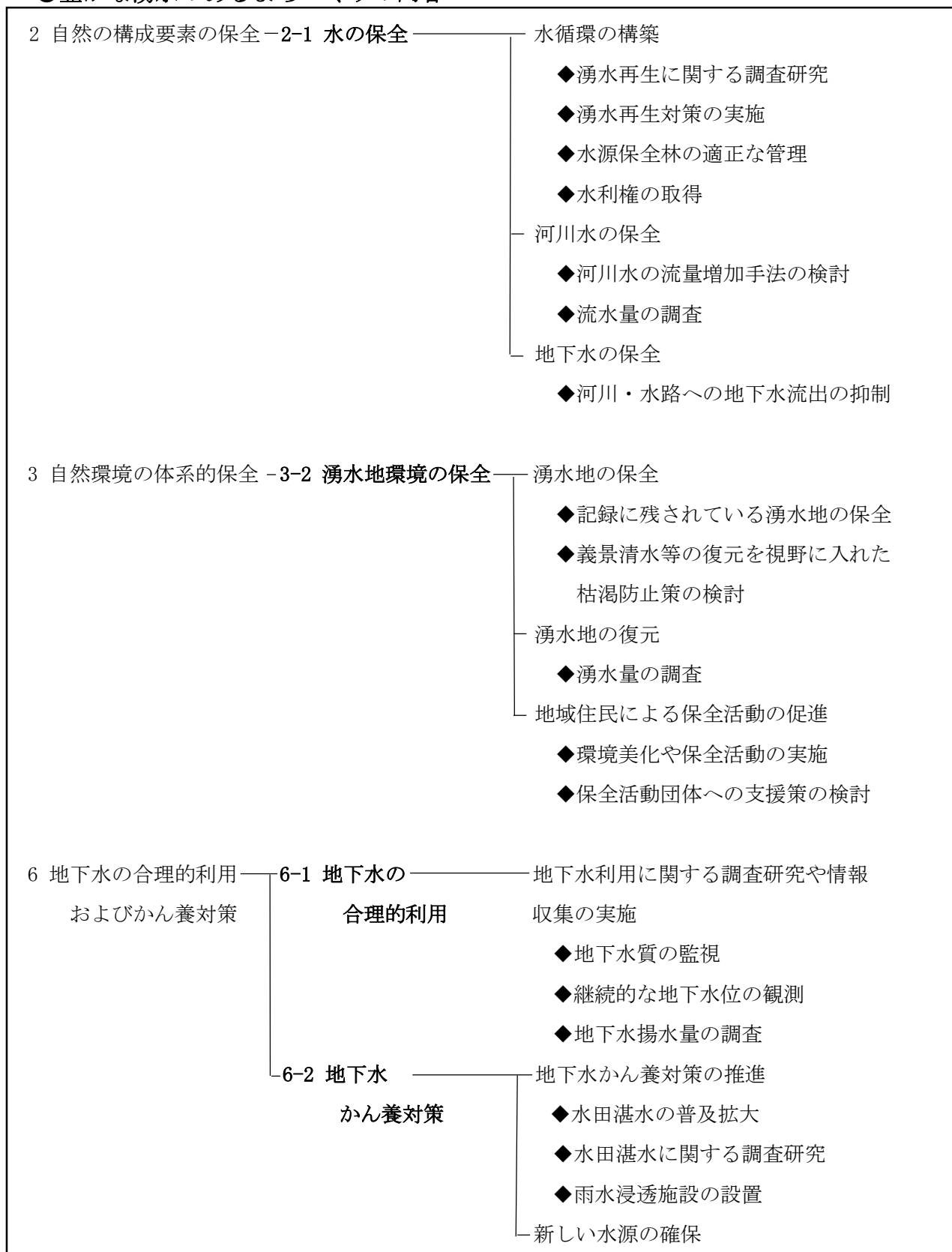
近年、公共下水道等の整備や合併浄化槽の設置拡大に伴い生活排水処理率は年々増加しており、家庭からの生活排水において水質改善が進んでいます。

また、市民アンケートの結果では居住地区での環境に対する満足度で「川のきれいさ」について「やや不満（32.3%）」「不満（8%）」と回答されており、重要な課題と認識されています。

このようなことを踏まえ、生活雑排水対策と河川美化活動を推進していきます。

重点プロジェクト2（豊かな湧水のあるまちづくり）の推進

●豊かな湧水のあるまちづくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●健全な水循環を確保し、将来にわたり豊かな湧水のある名水のまちを創造する。

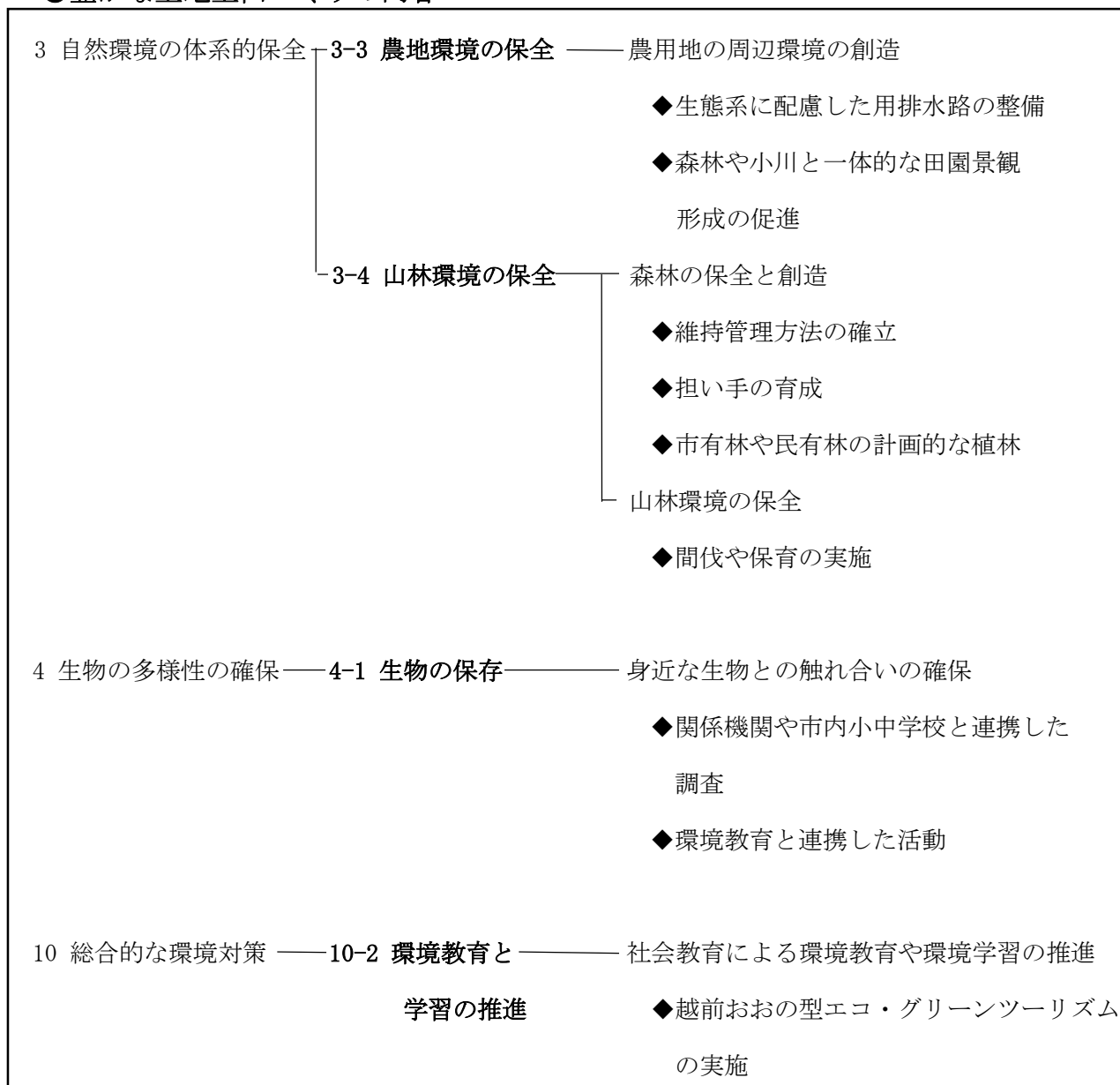
大野市は、古くから湧水が豊富で地下水の恩恵を受け発展してきた町であり、それが信仰、伝説などにも脈々と受け継がれ、大野市特有の水文化を育んできました。

しかし、近年は地下水位の低下に伴う湧水の枯渇が著しくなっており、大野市特有の水文化を後世に引き継ぐため、また魅力あるまちづくりを推進していくためにも市域の健全な水循環を確保し、市の象徴でもある豊かな湧水を復元する必要があります。

地下水のかん養対策を実施しながら豊かな湧水がある水環境の構築に向けて取り組めます。

重点プロジェクト3（豊かな里地里山づくり）の推進

●豊かな里地里山づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●多様な生物が生息する自然豊かで美しい里地里山を創造する。

里地里山では、住民の高齢化などにより、手入れのされない森林や耕作放棄地の増加が懸念されており、良好な景観が損なわれようとしています。また、土地改良事業などにより土掘りからコンクリート張りの水路へ改修されてきたため、昔よく見られたメダカやホタルの姿が激減してきています。

そこで、間伐などの森林施業への支援事業や地域住民主体の活動に対する支援事業を更に推進するとともに、美しい森林や田園風景を維持し、小川にはメダカやフナが泳ぎ、夏にはホタルが乱舞する自然豊かで美しい里地里山の形成を目指します。

また、越前おおの型エコ・グリーンツーリズムを推進し、都市住民が村部に求める癒し効果などの社会的ニーズに応えるとともに、地域の活性化を促していきます。

重点プロジェクト4（環境にやさしい循環型社会づくり）の推進

●環境にやさしい循環型社会づくりの内容

ごみを出さない社会 発生抑制 (リデュース)	7-2 省資源、 省エネルギー の推進	省資源の推進 ◆包装の簡素化
	8-1 廃棄物の減量	ごみの発生抑制 ◆マイバッグ等の持参 ◆食品の廃棄の抑制 ◆レジ袋の削減
ものを大切に する社会 再使用 (リユース)	8-1 廃棄物の減量	再使用等の促進 ◆不用品交換の情報提供 ◆修理に関する情報提供 ◆フリーマーケットに関する情報提供
資源を再利用 する社会 再生利用 (リサイクル)	8-2 リサイクルの推進	リサイクルの推進 ◆生ごみたい肥化の推進と地域における 利活用策の検討 ◆地域や各種団体等による資源回収活動 への支援を継続

※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを通して資源循環型社会を構築し、環境にやさしいまちを創造する。

国の21世紀環境立国戦略では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動が地球環境に大きな負荷を与えているとし「資源の浪費による危機」からの脱却を重要な課題としています。

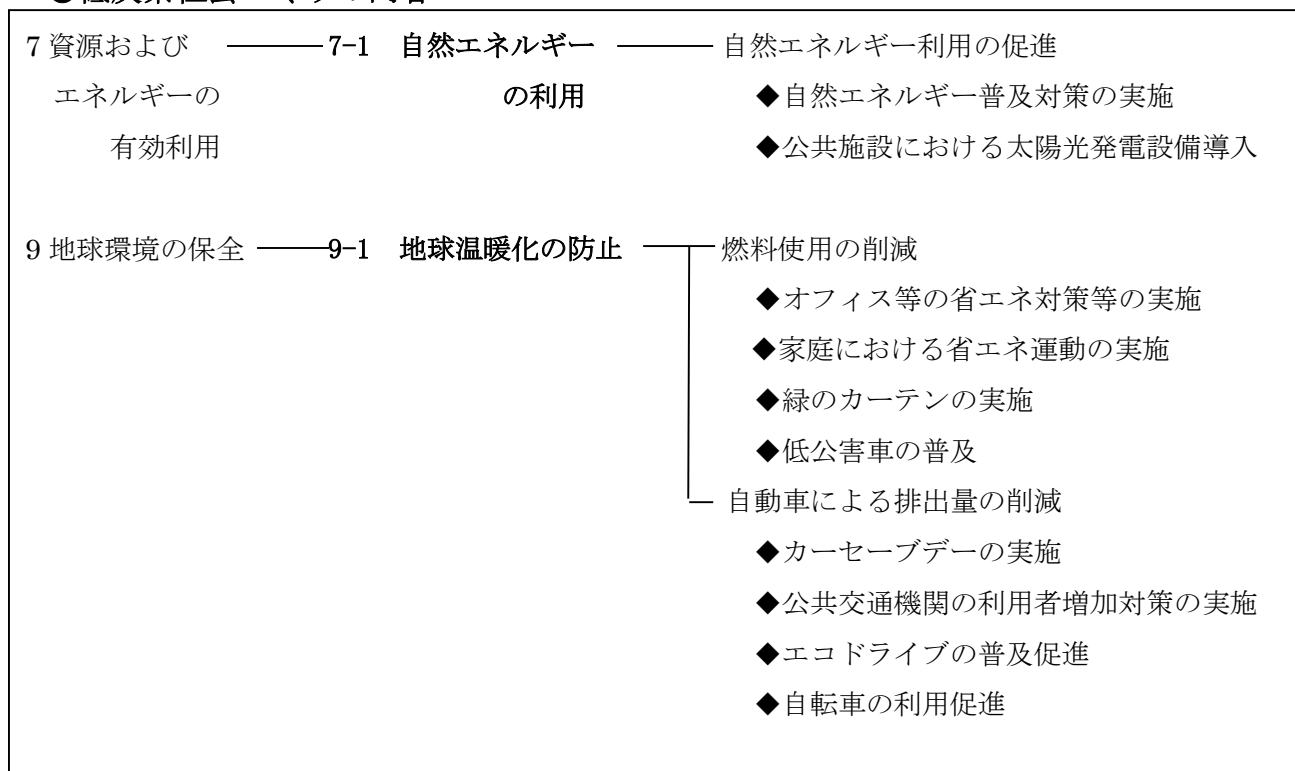
「第2次循環型社会形成推進基本計画」ではマイバッグの持参を国民によるリデュースに対する重要な取り組みの一つとしています。

また、市民アンケートの結果では「生ごみの再利用」の取り組みが進んでいないことが重要な課題と認識されています。

このようなことを踏まえ、「使い捨て型社会」から脱し「循環型社会」に変えていくため、3Rの取り組みを推進していきます。

重点プロジェクト5（低炭素社会づくり）の推進

●低炭素社会づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●低炭素社会への取り組みを推進し、地球環境保全に貢献できるまちを創造する。

生活や産業ではエネルギーは欠かせない要素であり、石油等の化石燃料は、主要なエネルギー源であるとともに、地球温暖化を進める最大の要因となっています。

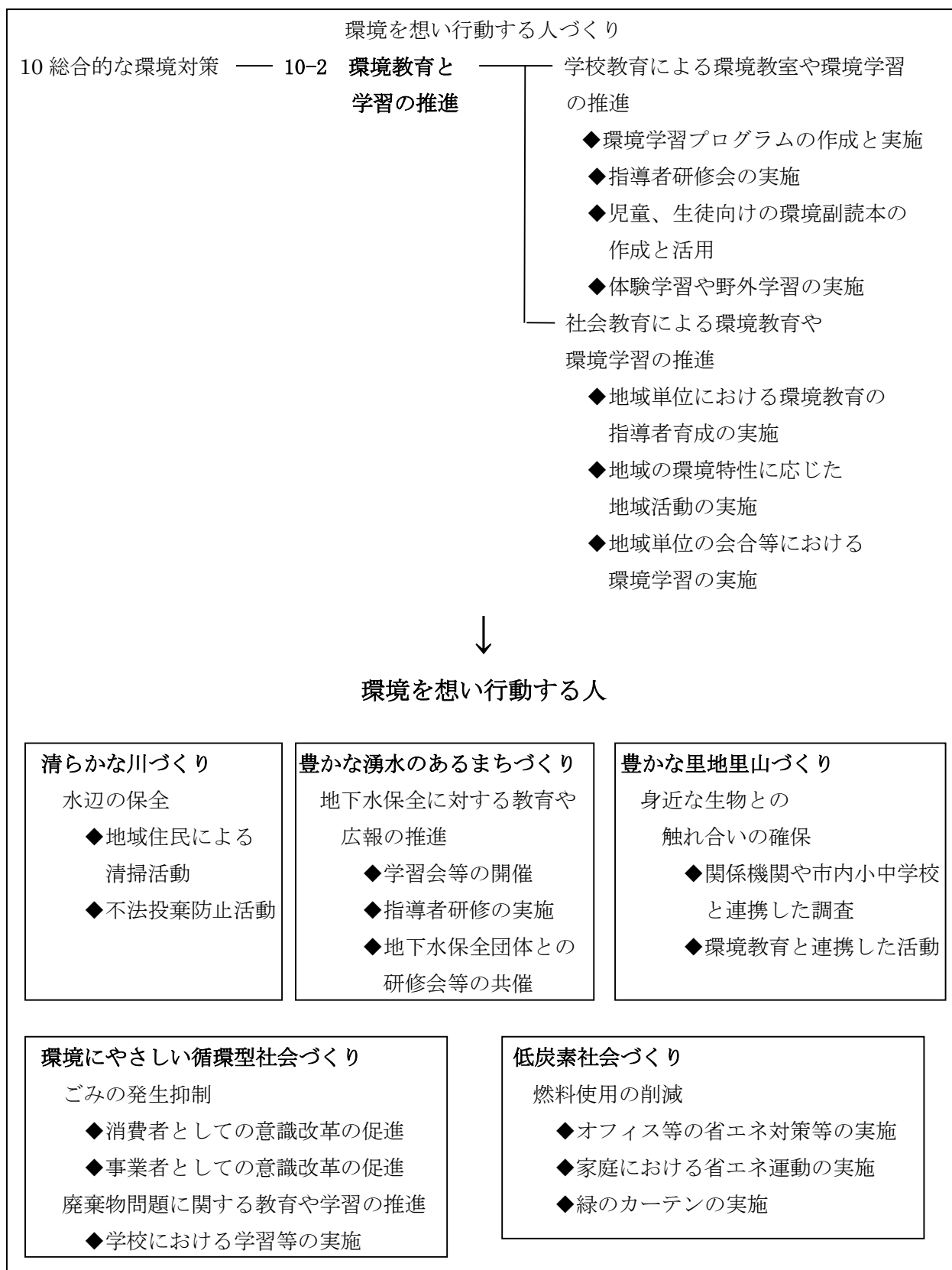
大野市における平成22年度の温室効果ガス排出量は287千t-CO₂で、そのうち95.5%を二酸化炭素が占めています。排出量を部門別に見ると、産業部門が35.0%と最も多く、次いで運輸部門が31.4%（自動車30.7%）、家庭部門が18.6%の排出量となっています。

大野市では1世帯当たりの自動車保有台数が多く、自動車による温室効果ガス排出量の削減は重要な課題となっています。

このようなことを踏まえ、自動車による燃料使用の削減をはじめとし、その他のエネルギー削減についても取り組んでいきます。

重点プロジェクト6（環境を思い行動する人づくり）の推進

●環境を思い行動する人づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●環境に対する知識や意識の向上を図り、自ら考え行動できる市民参加型のまちを創造する。

大野市の環境の改善を進めるためには、市民一人ひとりが本市の環境の現状と課題を含めて認識し、環境に配慮した具体的な行動に移すことが必要不可欠です。

近年、環境に対する問題意識も高まっている反面、市民アンケートの結果では居住地区での環境に対する満足度で「市民のマナーの良さ」では「やや不満 (39.6%)」「不満 (14.1%)」と回答されており、市民の環境に対するマナーの悪さをうかがうことができます。

このようなことを踏まえ、次の世代を担う子供達への環境教育の充実や、社会教育・企業教育等の場においても環境に対する意識啓発を推進し、市民等が互いに学び合い、協力し合う社会づくりを目指します。

第3章 環境保全行政の概況

1. 環境保全行政の歩み

環境保全行政年表

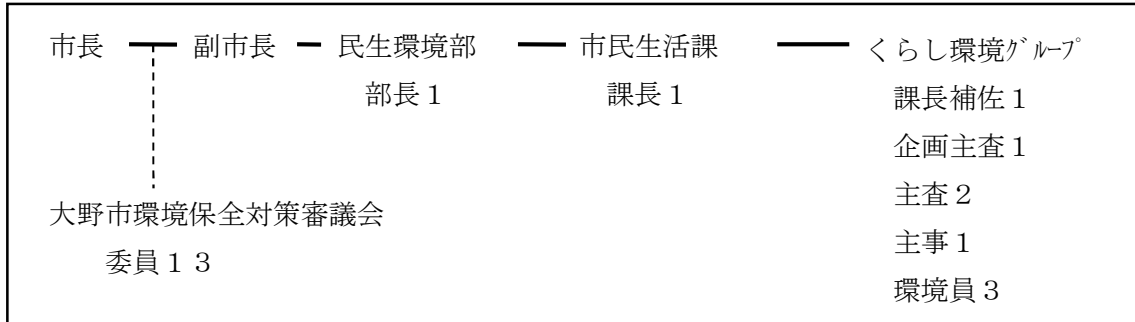
S 49.	4.	1	大野市環境保全条例の公布	
49.	9.	30	大野市環境保全条例施行規則の施行	
52.	12.	1	大野市地下水保全条例の公布、同条例施行規則の施行	
58.	10.	1	大野市役所課室設置条例の一部改正	
59.	9.	10	名水百選調査報告	
59.	10.	6	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（融雪装置の使用制限）	
60.	5.	1	大野市地下水保全条例施行規則の一部改正（抑制地域の変更）	
60.	7.	22	御清水が名水百選に認定される。	
61.	4.	1	大野市行政改革に伴う関係条例の整備に関する条例で審議会委員17人以内を15人以内に改める。	
62.	4.	1	行政機構の改善に伴う関係条例の整備に関する条例で生活保健課を生活環境課に改める。	
63.	1.	30	「星空の街・あおぞらの街」の認定を受ける。	
H 元.	11.	27	県の地下水調査において1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出される。	
	2.	1.	22	地下水調査
	2.	2.	1	仮設水道による給水開始
	2.	8.	10	発生源とみられる事業場敷地内の土壌の試掘・分析を行う。
	2.	9.	17	汚染土壌の除去（25日まで）
	2.	9.	24	汚染地下水の汲み上げ開始（3か所）
	2.	11.	12	汚染地下水の汲み上げ開始（2か所）
	3.	9.	4	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（騒音規制基準の改正）
	5.	4.	1	大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水・大気規制基準の改正）
	8.	4.	1	機構改革により市民福祉部生活環境課となる。
	10.	3.	26	大野市環境基本条例の公布及び施行
	12.	3.	15	大野市環境基本計画の策定
	12.	6.	29	大野市環境美化推進条例の公布
	12.	7.	20	大野市環境美化推進条例及び同条例施行規則の施行
	12.	12.	22	大野市区域内郵便局と大野市の間で「使用済郵便はがき再生における郵便局と大野市との協定書」締結（※平成17年3月31日にて終了）
	12.	12.	25	大野市地下水保全基金設置
	13.	2.	19	大野砂利採取販売協同組合と大野市との間で「砂利採取に係る協定書」締結
	13.	5.	11	大野市区域内郵便局と大野市との間で「廃棄物等の不法投棄および道路情報等に係る郵便局と大野市間の協力に関する協定書」締結
	16.	2.	12	大野市森林組合及び大野市漁業協同組合と大野市の間で「廃棄物の不法投棄

			等に係る協力に関する協定書」締結		
17.	11.	4	大野市環境基本条例の一部改正（開発行為に関する届出の準用等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（開発行為に関する届出の準用）		
17.	12.	13	大野地下水保全管理計画の策定		
18.	1.	19	市内5箇所（御清水、篠座神社の御霊泉、本願清水、七間清水、石灯籠会館清水）でふくいのおいしい水に認定される。		
18.	8.	10	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全文改正		
19.	3.	26	大野市環境保全条例の一部改正（機構改革に伴う名称の変更等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水の規制基準等） 大野市地下水対策審議会設置条例の一部改正		
19.	4.	1	機構改革により市民福祉部環境衛生課となる。		
19.	9.	14	水舟清水がふくいのおいしい水に認定される。		
19.	10.	29	湧水保全フォーラム全国大会が開催される。		
20.	6.	4	本願清水が「平成の名水百選」に選定される。		
22.	3		越前おおの環境基本計画の策定（第二期大野市環境基本計画）		
22.	8.	3	清水広場と五番名水庵清水がふくいのおいしい水に認定される。		
24.	4.	1	機構改革により市民福祉部くらし環境課となる。		
25.	4.	1	機構改革により民生環境部市民生活課となる。		
25.	4.	5	第15回日本水大賞において本市の地下水保全活動が環境大臣賞を受賞する。		
25.	9.	5	新掘清水と芹川清水がふくいのおいしい水に認定される。		
27.	6.	22	㈱リクルートホールディングスが発行するフリーペーパー「R25」において、『水道水がおいしい市町村 BEST5』に、本市の水道水が1位に選ばれる。 (水ジャーナリスト 橋本淳司氏選定)		
28.	1.	26	「Carrying Water Project (キャリング ウォーター プロジェクト)」の一環として、日本ユニセフ協会とパートナーシップを締結し自治体初の「地域と用途を明確にした支援」を開始。支援先はアジアで最も水環境に恵まれない国・東ティモールに決定。		
30.	3.	18	ブラジルで開催された第8回世界水フォーラムのエキスポで大野市の取り組みを紹介。		
		9.	5	義景清水がふくいのおいしい水に認定	
R	2.	3.	23	大野市の地下水や湧水文化を切り口に「水」について総合的に学ぶことのできる拠点施設として、「越前おおの水のがっこう」が明倫町にオープン。	
		3.	2	大野市水循環基本計画の策定	
		3.	3.	25	大野市ゼロカーボンシティ宣言
		3.	3	第三期大野市環境基本計画の策定	

2. 環境保全行政機構

(1) 機構図 (R 2. 4. 1 現在)

環境保全行政機構図



(2) 市民生活課 (環境担当) の事務分掌

くらし環境グループ 事務分掌

葬斎場に関すること
墓地に関すること
浄化センターに関すること
公害対策に関すること
環境基本計画の推進に関すること
一般廃棄物の収集、運搬等に関すること
広域ごみ処理施設との連絡調整に関すること
環境美化に関すること
環境保全対策審議会に関すること
環境マネジメントシステムに関すること
そ族及び昆虫の駆除に関すること
感染症の予防及び防疫に関すること
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること
狂犬病の予防に関すること
公衆浴場に関すること
清掃事業の計画、調査及び普及活動に関すること
廃棄物の減量及び資源有効利用促進に関すること
廃棄物減量審議会に関すること
し尿等の処理に関すること

3. 環境保全対策予算の推移

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 5 環境保全対策費

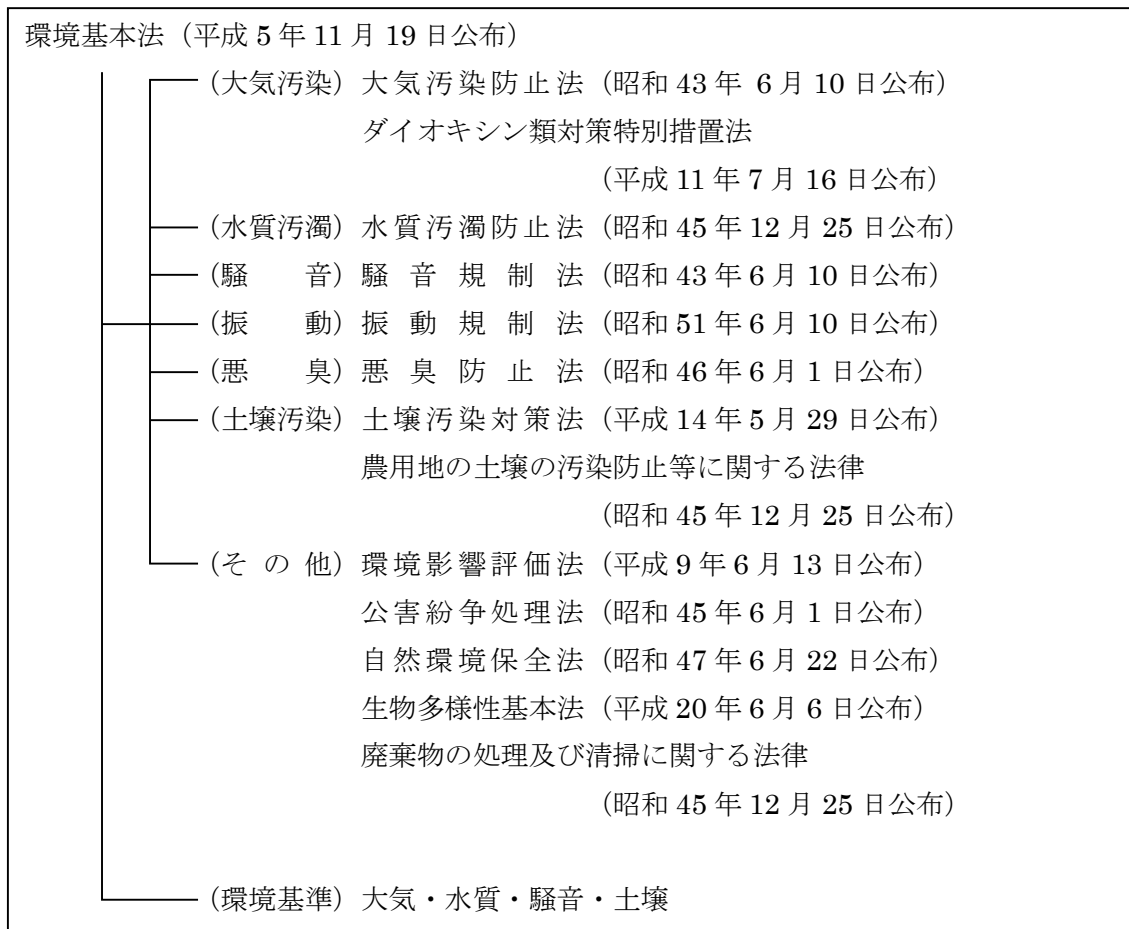
環境保全対策予算

(単位：千円)

年度 節	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
報酬	170	141	99	212	149	141	99	141	99	282
給料	9,898	10,594	7,375	7,581	6,739	7,387	7,472	7,628	7,746	6,961
職員 手当等	5,112	5,582	3,689	3,811	3,706	3,702	3,814	3,858	3,754	3,383
共済費	2,550	3,022	2,111	2,080	2,046	2,045	2,073	2,143	2,287	1,911
賃金										
報償費	1,553	1,172	1,059	1,039	1,039	1,039	1,114	1,050	1,125	1,119
旅費	12	28	12	28	20	20	6	6	21	21
需用費	2,198	1,064	1,020	887	1,040	1,057	906	926	672	1,600
役務費	9,343	7,795	2,734	3,353	2,941	2,911	2,750	2,664	3,602	2,033
委託料	1,966	1,612	1,487	1,787	1,571	1,988	1,992	1,089	1,112	984
使用料及び 賃借料	159	84	391	174	264	196	206	191	179	86
原材料費										
備品 購入費	58									
工事 請負費								1,000		
負担金補助 及び交付金	1,060	1,084	1,540	1,000	118	118	100	100	118	118
公課費						9		9		9
合計	34,079	32,178	21,517	21,952	19,633	20,613	20,532	20,805	20,715	18,507

4. 公害関係法令の概要

(1) 法律



(2) 県条例・要綱等

福井県公害防止条例	(平成 9 年 3 月 20 日施行)
福井県自然環境保全条例	(昭和 48 年 6 月 30 日施行)
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準 を定める条例	(昭和 48 年 1 月 1 日施行)
福井県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱	(昭和 51 年 7 月 7 日施行)
福井県大気汚染 (硫黄酸化物) 緊急時対策実施要綱	(昭和 53 年 6 月 9 日施行)
福井県地盤沈下対策要綱	(昭和 50 年 10 月 27 日施行)
福井県環境影響評価条例	(平成 11 年 6 月 12 日施行)
福井県環境基本条例	(平成 7 年 3 月 16 日施行)

(3) 市条例・要綱等

大野市環境基本条例	(平成 10 年 3 月 26 日施行)
大野市環境保全条例	(昭和 49 年 4 月 1 日施行)
大野市地下水保全条例	(昭和 52 年 12 月 1 日施行)
大野市地下水対策審議会設置条例	(昭和 48 年 10 月 1 日施行)
大野市地下水保全基金設置条例	(平成 12 年 12 月 25 日施行)
大野市環境美化推進条例	(平成 12 年 7 月 19 日施行)
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	(平成 18 年 8 月 10 日施行)
大野市環境監視員設置要綱	(平成 13 年 4 月 1 日告示)

5. 公害苦情処理件数

公害苦情処理件数

年度	総数	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
S 59	30	3	8		9	1		3	6
60	34	3	5	1	2	1		6	16
61	20		4	1	7			6	2
62	23	6	3	1	6			1	6
63	24		4		2			3	15
H元	25	1	2		5			11	6
2	16		3		5			3	5
3	11		1		3			1	6
4	16		2		2			1	11
5	14	2	6		3			1	2
6	11		2		3			2	4
7	12		3		2	1		3	3
8	11		1		1	1		4	4
9	8		1		1			5	1
10	20	13	1					3	3
11	22	1	3		4			11	3
12	17	15						2	
13	16	10	2					2	2
14	15	9	1		3			1	1
15	18	11	4					2	1
16	8	4	1	1					2
17	20		9		2	1		3	5
18	28	4	9	2	4	1		7	1
19	42	19	12		3			3	5
20	97	30	20	2	7			2	36
21	83	38	14	3	3	1		4	20
22	42	23	11		2			4	2
23	44	20	10		2			2	10
24	38	17	8	1	1			3	8
25	19	12	4					1	2
26	13	7						2	4
27	26	12	1		2			1	10
28	29	16	3						10
29	44	18	4	1	3			2	16
30	48	21	6		1			6	14

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R元	14	5	5					1	3
2	36	23	2		1			1	9

6. 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結状況

(令和3年3月31日現在)

No.	事業所名	業種	所在地	締結年月日
1	浜田モータース	解体業	中 挟	昭和49年4月1日
2	富田酪農生産組合	酪農業	下麻生嶋	昭和53年2月1日
3	中竜鋳業(株) (日本亜鉛鋳業(株)中竜鋳業所)	鋳業	上大納	昭和60年7月4日
4	上庄堆肥製造施設	堆肥製造業	中 据	平成8年4月24日
5	永野家具工業(株)	家具製造業	中 据	平成8年9月9日
6	(株)ジェフティ (株)アサヒニット)	ニット製造業	中野1丁目	平成9年7月7日
7	(株)トリネックス	印刷業	中野1丁目	平成9年7月16日
8	ニチコン(株)富田工場	コンデンサ製造業	土布子	平成11年2月10日
9	ニチコン福井(株)	コンデンサ製造業	土布子	平成12年5月23日
10	(株)エツミ工学	レンズコーティング	中 据	平成13年2月15日
11	六呂師堆肥センター	堆肥製造業	南六呂師	平成15年9月8日
12	ファーストウッド(株)大野工場	木材加工業	七 板	平成22年8月31日
13	(株)福井グリーンパワー	木質バイオマス発電所	七 板	平成26年6月20日
14	タニコー(株)大野流通センター	業務用厨房機器製造業	上 荒 井	平成29年4月12日
15	(株)ミズホ	自動車等精密部品製造業	中野1丁目	令和元年7月24日

基本的施策の推進状況

大野市環境基本計画の基本的施策に関連する事項に関して概要と、各施策の取り組みの効果等を取りまとめます。

第1章 公害の防止

1-1 大気汚染の防止

大気汚染について

大気汚染とは、産業活動などの人の活動に伴って様々な有害物質が大気中に排出され、人や動物体内の細胞、組織、器官へ悪影響を与えたり、植物の成育障害・収穫量が減少したり、人の健康や生活環境、また自然のバランスに良くない影響が生じてくる状態をいいます。

その主な原因物質としては、工場、事業場等の煙突から排出されるいおう酸化物、ばいじん、自動車等から排出される窒素酸化物等があります。この他、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがあります。

大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準をいいます。

大気汚染に係る環境基準

（令和3年3月現在）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	年平均値が15μg/m ³ 以下かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none">1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

二酸化窒素に係る環境基準

(令和3年3月現在)

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
-------	--

※大気汚染及び二酸化窒素に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

大気汚染物質の説明

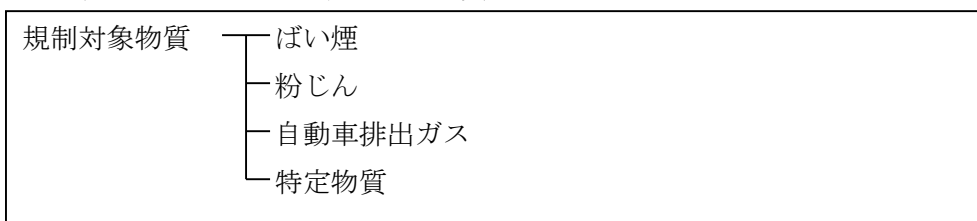
物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化一おう	いおう分を含有する燃料・原料の過熱・燃焼によって生じます。施設としてはボイラー・加熱炉などがあります。	無色の刺激性腐食性ガスで比重は空気の2.3倍です。	目・鼻・のどをひどく刺激し呼吸困難、さらに進むと肺気腫・肺浮腫・肺炎などを起こさせます。また、植物を枯らし、金属を腐食させます。
一酸化炭素	炭化水素系の燃料などが不完全燃焼したときに発生します。都市では多くが自動車排出ガスにより発生します。	空気よりわずかに軽い無色・無臭・無刺激性の気体です。	血液中のヘモグロビンと結合し、体内の酸素供給を妨げ、中枢神経を麻痺させます。
浮遊粒子状物質	燃料の燃焼、原料の熱分解などの生産工程及び廃棄物の焼却などによって生じます。	粒径が10 μ m以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患を起こさせます。
微小粒子状物質	物の燃焼などによって直接排出されるほか大気中での化学反応により粒子化したものがあります。	粒径が2.5 μ m以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患のほか、循環器系への影響も考えられます。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線を受けて、光化学反応をおこし、発生します。	光化学スモッグの原因物質はオゾンやペルオキシアシルナイトレート(PAN)、アルデヒドなどがあります。	鼻やのどに刺激を与え、目まい・吐き気・発汗やぜんそくを起こさせます。

物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素(N ₂)がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	赤褐色で特異な刺激臭をもっています。	目と呼吸器に刺激を与え、せき・咽頭痛を起こさせるます。光化学スモッグの原因物質です。
一酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素(N ₂)がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	空気よりやや重い無色・無臭の気体です。 大気中に放出された一酸化窒素は、二酸化窒素に酸化されます。	光化学スモッグの原因物質です。
全炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	炭素(C)と水素(H)からなる各種の炭化水素全体をいいます。光化学反応が強い非メタン炭化水素(NMHC)と光化学反応性を無視できるメタン(CH ₄)の濃度で表されます。	非メタン炭化水素については、光化学スモッグの原因物質です。
メタン	自然界では、湿地や湖沼の有機物が腐敗・発酵して発生します。	常温、常圧で無色無臭の気体で、可燃性ガスです。	光化学スモッグの原因物質ではありませんが、地球温暖化の要因である温室効果ガスの一つです。
非メタン炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	大気中に存在するメタン以外(脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素)の炭化水素の総称をいいます。	光化学スモッグの原因物質です。

大気汚染に係る規制基準

大気汚染防止法に定める規制対象物質は、次のとおりです。

大気汚染防止法に基づく規制対象物質

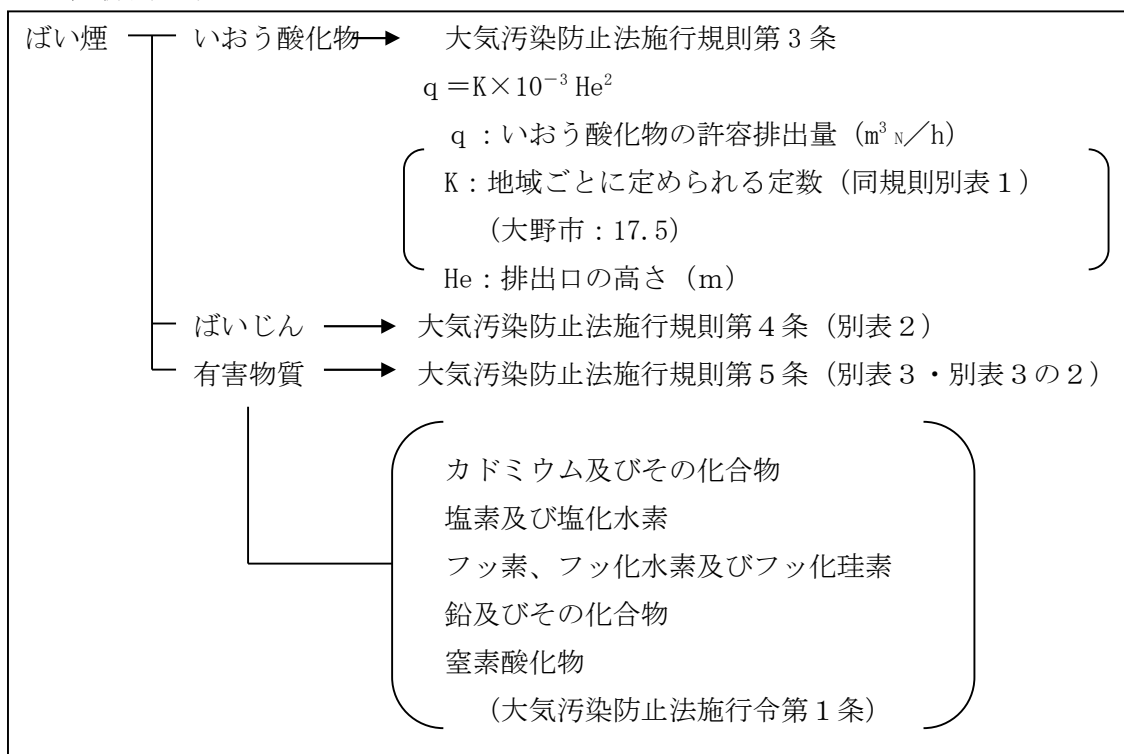


(1) ばい煙

ばい煙とは、大気汚染防止法第2条に定める次の物質をいい、それぞれに排出基準が定められ規制されています。

ばい煙排出基準

(大気汚染防止法施行規則第3条～第5条)



(2) 粉じん

粉じんについては、粉じん発生施設ごとに、構造並びに使用及び管理に関する基準を定め規制されています。(大気汚染防止法施行規則第16条 (別表6))

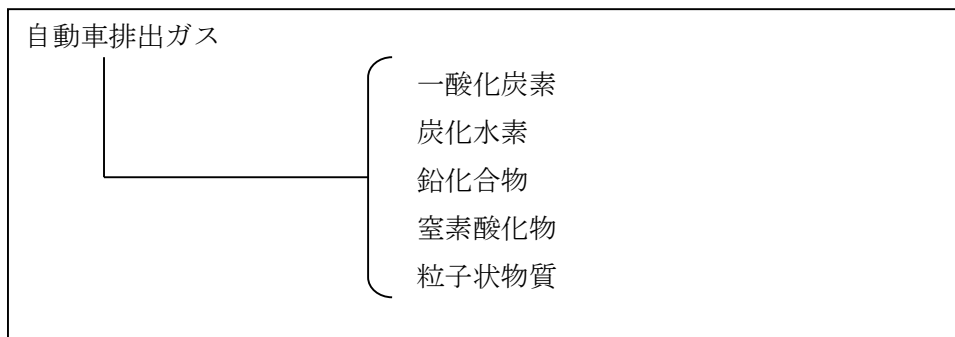
(3) 自動車排出ガス

自動車排出ガスについては、物質ごとに量の許容限度を定めています。

(昭和 49 年 1 月 21 日環告 1)

自動車排出ガス規制物質

(大気汚染防止法施行令第 4 条)



(4) 特定物質

特定物質とは、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境にかかる被害を生ずるものをいいます。

特定物質を発生する施設から事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならないことになっています。

(大気汚染防止法第 17 条)

大気汚染防止法に基づく特定物質

(大気汚染防止法施行令第 10 条)

アンモニア	ベンゼン
フッ化水素	ピリジン
シアン化水素	フェノール
一酸化炭素	硫酸 (三酸化いおうを含む。)
ホルムアルデヒド	フッ化珪素
メタノール	ホスゲン
硫化水素	二酸化セレン
燐化水素	クロルスルホン酸
塩化水素	黄燐
二酸化窒素	三塩化燐
アクロレイン	臭素
二酸化いおう	ニッケルカルボニル
塩素	五塩化燐
二硫化炭素	メルカプタン

大気汚染測定結果

物質名	年度	平均値	最高値	最低値	物質名	年度	平均値	最高値	最低値
二酸化いおう (ppm) 【基準値】 日平均値 0.04ppm 時間最高値 0.1ppm	H14	0.003	0.040		全炭化水素 (ppmC)	H14	1.96	2.59	1.74
	15	0.003	0.012			15	1.97	2.37	1.82
	16	0.003	0.021			16	1.94	2.36	1.76
	17	0.002	0.015			17	1.98	2.46	1.77
	18	0.001	0.012			18	1.95	2.30	1.80
	19	0.001	0.016			19	1.95	2.41	1.75
	20	0.000	0.007			20	1.98	2.32	1.87
	21	0.000	0.033			21	1.97	2.32	1.82
	22	0.000	0.008			22	1.95	2.39	1.75
	23	0.000	0.008			23	1.96	2.36	1.78
	24	0.000	0.008			24	1.97	2.36	1.84
	25	0.000	0.006			25	1.98	2.37	1.79
	26	0.000	0.015			26	1.96	2.26	1.77
	27	0.000	0.003			27	1.98	2.24	1.78
	28	0.000	0.008			28	1.97	2.21	1.81
	29	0.000	0.005			29	2.00	2.31	1.79
	30	0.000	0.009			30	2.01	2.31	1.80
R 元	0.000	0.011		R 元	2.03	2.46	1.85		
2	0.000	0.007		2	2.02	2.38	1.84		
浮遊粒子状物質 (mg/m ³) 【基準値】 日平均値 0.10 mg/m ³ 時間最高値 0.20 mg/m ³ 【緊急時】 時間最高値 2.0 mg/m ³	H14	0.024	0.197		非メタン 炭化水素 (ppmC)	H14	0.13	0.70	0.03
	15	0.022	0.180			15	0.13	0.48	0.04
	16	0.021	0.172			16	0.11	0.43	0.01
	17	0.021	0.136			17	0.14	0.57	0.02
	18	0.020	0.237			18	0.11	0.40	0.04
	19	0.018	0.147			19	0.11	0.50	0.03
	20	0.017	0.095			20	0.15	0.42	0.06
	21	0.015	0.366			21	0.13	0.41	0.01
	22	0.016	0.119			22	0.09	0.39	0.01
	23	0.015	0.214			23	0.08	0.35	0.02
	24	0.016	0.091			24	0.08	0.33	0.02
	25	0.015	0.117			25	0.07	0.37	0.00
	26	0.013	0.096			26	0.06	0.34	0.00
	27	0.013	0.091			27	0.06	0.26	0.00
	28	0.012	0.075			28	0.05	0.23	0.00
	29	0.011	0.070			29	0.07	0.26	0.00
	30	0.009	0.063			30	0.07	0.30	0.00
R 元	0.009	0.169		R 元	0.07	0.30	0.01		
2	0.008	0.117		2	0.06	0.30	0.00		
一酸化窒素 (ppm)	H14	0.003	0.101		メタン (ppmC)	H14	1.82	2.04	1.70
	15	0.002	0.085			15	1.84	2.05	1.71
	16	0.002	0.079			16	1.83	2.14	1.70
	17	0.003	0.271			17	1.84	2.33	1.69
	18	0.002	0.061			18	1.84	2.02	1.72
	19	0.001	0.020			19	1.84	2.10	1.70
	20	0.001	0.052			20	1.83	2.00	1.72
	21	0.002	0.065			21	1.84	2.01	1.73
	22	0.001	0.093			22	1.85	2.07	1.70
	23	0.001	0.079			23	1.88	2.08	1.74
	24	0.001	0.039			24	1.89	2.08	1.77
	25	0.001	0.030			25	1.90	2.21	1.77
	26	0.001	0.050			26	1.91	2.17	1.76
	27	0.001	0.031			27	1.92	2.15	1.77
	28	0.000	0.031			28	1.91	2.09	1.80
	29	0.001	0.048			29	1.93	2.21	1.79
	30	0.001	0.022			30	1.94	2.18	1.78
R 元	0.001	0.028		R 元	1.96	2.37	1.80		
2	0.001	0.083		2	1.96	2.25	1.82		

物質名	年度	平均値	最高値	最低値
二酸化窒素 (ppm) 【基準値】 日平均値 0.06 ppm 【緊急時】 時間最高値 0.5 ppm	H14	0.008	0.046	
	15	0.008	0.049	
	16	0.007	0.040	
	17	0.008	0.061	
	18	0.006	0.035	
	19	0.007	0.046	
	20	0.005	0.043	
	21	0.006	0.042	
	22	0.006	0.060	
	23	0.006	0.043	
	24	0.004	0.034	
	25	0.004	0.032	
	26	0.004	0.033	
	27	0.004	0.036	
	28	0.003	0.038	
	29	0.005	0.048	
	30	0.003	0.025	
	R元	0.003	0.024	
2	0.004	0.046		
光化学 オキシダント (ppm) 【基準値】 時間最高値 0.06 ppm 【注意報発令】 時間最高値 0.12 ppm 【警報発令】 時間最高値 0.24 ppm 【重大警報発令】 時間最高値 0.4 ppm	H14	0.032	0.088	
	15	0.020	0.086	
	16	0.032	0.104	
	17	0.030	0.079	
	18	0.031	0.093	
	19	0.030	0.111	
	20	0.033	0.098	
	21	0.030	0.098	
	22	0.033	0.096	
	23	0.033	0.102	
	24	0.034	0.097	
	25	0.034	0.092	
	26	0.036	0.102	
	27	0.035	0.098	
	28	0.034	0.109	
	29	0.034	0.108	
	30	0.034	0.087	
	R元	0.034	0.121	
2	0.032	0.096		

【測定期日】

平成12年度 6月1日 ～ 7月3日
 平成13年度 ～ 常時監視

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	県と連携し、違法焼却炉の使用をやめるよう指導した。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情、通報時に速やかに対応した。 ・ 市報による啓発を行った。不適正処理の場合、現場確認し、警察や消防とともに指導を行った。

数値目標及び達成状況

< 野外焼却の目標値 >

項 目	目標値	令和2年度達成状況
違法な野外焼却に係る苦情件数	0件/年	23件/年

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
大気汚染に係る環境基準の達成率 1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数 の全測定回数に占める割合(年度別) ※福井県大気汚染総合情報より	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 86.8%(317/365日) 95.0%(5,178/5,450時間)	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 87.2%(319/366日) 95.0%(5,201/5,473時間)	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 88.3%(302/342日) 96.1%(4,896/5,096時間)
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数 大気汚染防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数(年度別)	0件	8件	2件
大気汚染に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、大気汚染に関する処理件数(年度別)	21件	5件	23件

大気汚染の現況と対策

本市における大気汚染の現状ですが、その主な発生源である多量の重油等を使用する大規模工場が県内各市と比べて少なく、かつ、ばい煙発生施設には排出基準の遵守等の規制が課せられているため、人の健康を害する広域的な大気汚染問題の発生はありません。

平成12年度には、水落地係の交通公園敷地内に、福井県により一般環境大気測定局が開設され、大気汚染状況の常時監視が可能となりました。測定の経年変化については、数年間を通してみると各年度の測定月の違いにより変化はありますが、濃度の増加はなく良好な値で推移しています。

大気汚染防止対策については、大気汚染防止法により工場、事業場の事業活動に伴って発生する「ばい煙」や「粉じん」について規制措置がとられています。近年、中部縦貫自動車道関連の臨時的な事業所において、規制対象となる設備の設置がみられます。

ばい煙の中のいおう酸化物については、その排出基準が排出口の高さに応じて個々の施設について定められています。県では、工場に対し低いいおう化燃料の推進、排煙脱硫装置の設置等の指導により、いおう酸化物による大気汚染の防止を図っています。

光化学オキシダントについては、特に紫外線の強い春季から夏季にかけて環境基準を上回る状況が見られますが、県が定める光化学スモッグ注意報の発令には至っていません。

窒素酸化物については、本市の場合、環境基準のゾーン内0.04ppmを上回ることがないよう努めることとされており、その排出源であるボイラー等固定発生源については、小規模施設を含め、その種類、規模ごとに排出基準が定められています。

また、移動発生源である自動車等についても、排出ガス規制が段階的に強化されています。

以上のように、ばい煙及び粉じん発生施設については個々の施設に排出基準が定められており、本市の良好な大気の現状を維持していくためには、県と市が一体となり、これらの施設に対する行政指導の充実、大気汚染実態調査の継続を行っていく必要があると考えられます。

平成25年1月より中国の北京を中心にPM_{2.5}が問題となり、日本でも偏西風による影響が懸念される事態となりました。これを受け、福井県はPM_{2.5}濃度の日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合の対応マニュアルを策定しました。このマニュアルに基づき、平成26年2月26日に県内全域の住民を対象に、初めて注意喚起が発令されました。

大気汚染に関する令和2年度苦情申立は23件ありました。全て野焼き等の違法焼却によるものです。残念ながら前年度に比べて苦情件数は増加していることから、今後も市民に対する啓発を繰り返し、野外焼却が違法な行為であることを周知します。

1-2 水質汚濁の防止

水質汚濁について

水質汚濁とは、公共用水域及び地下に種々の汚濁物質、有害物質が流入又は浸透し、その結果、水質が悪化することをいいます。これらの汚濁の原因は、自然界から生ずる汚濁と、工場等からの排水や、生活形態が都市化していることにより増大した排水が河川、地下等に流入し、水域自身が持っている自然浄化作用を超えることにより生ずる汚濁が考えられます。

このうち、工場排水については依然、排水基準違反が見られるため、これからも注意、啓発が必要です。また、家庭からの生活排水による汚濁負荷が増大し、水質汚濁の進行もみられるため、この抜本的対策として、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置拡大が望まれますが、生活雑排水による汚染は家庭で気を付けることによりかなり防ぐことができるため、一人一人が心がけることが望ましいものです。

本市の主要河川は、一級河川である九頭竜川、真名川、清滝川、赤根川によって代表されています。これらの主要河川については、県が毎年度、測定計画を立てて、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の監視測定を実施しています。また、市においても、これらの河川を含む市内11河川について水質検査を実施しています。

測定結果に基づく水質の状況は、生活環境項目及び有害物質項目についてほとんどの河川において環境基準を達成しています。しかし九頭竜川（九頭竜ダム）においてpH（水素イオン濃度指数）が基準値を超え強いアルカリ性を示し、BOD（生物化学的酸素要求量）が基準値を超えることがありました。これは、植物性プランクトンの増加が影響していると思われます。

水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質の保全を図るため、昭和46年12月28日環告59により告示された水質に係る環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」並びに「生活環境の保全に関する環境基準」として河川等の公共用水域についてそれぞれの基準が定められています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての公共用水域に適用されます。

人の健康の保護に関する環境基準

(令和3年3月現在)

有害物質の種類	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
トリクロロエチレン	0.01mg/1以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
チウラム	0.006mg/1以下
シマジン	0.003mg/1以下
チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ベンゼン	0.01mg/1以下
セレン	0.01mg/1以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
ふっ素	0.8mg/1以下
ほう素	1mg/1以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下
<備考> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについては、「要監視項目」と位置づけられています。

なお、その指針値は、長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされています。

要監視項目及び指針値

(令和3年3月現在)

項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/l 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下
フェニトロチオン	0.003mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04mg/l 以下
オキシシン銅	0.04mg/l 以下
クロロタロニル	0.05mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下
ジクロルボス	0.008mg/l 以下
フェノブカルブ	0.03mg/l 以下
イプロベンホス	0.008mg/l 以下
クロルニトロフェン	— 注1
トルエン	0.6mg/l 以下
キシレン	0.4mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
ニッケル	— 注2
モリブデン	0.07mg/l 以下
アンチモン	0.02mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l 以下
全マングア	0.2mg/l 以下
ウラ	0.002mg/l 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (暫定) 注3

注1 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで指針値は設定しない。

注2 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

注3 PFOS 及び PFOA の合計値

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域の公共用水域ごとに利水上の目的に応じた水質の類型指定方式がとられ、都道府県知事はその指定を行うことになっていきます。本市の場合、昭和47年3月31日福井県告示209によって九頭竜川、昭和53年3月31日福井県告示316によって真名川、平成14年3月29日福井県告示310によって清滝川、赤根川が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（令和3年3月現在）

類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水道1級 自然環境保全 等	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 等	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より下流) 真名川 清滝川 赤根川
B	水道3級 水産2級 等	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25 mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 等	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50 mg/1 以下	5mg/1 以上		
D	工業用水2級 農業用水 等	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上		
E	工業用水3級 環境保全 等	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上		
備 考	1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用水利点については、pH6.0～7.5、DO5mg/1以上とする。						

- (注) 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 特殊の浄水作業を行うもの
 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準に係る各項目の説明

項目	発生源	有害作用
カドミウム	<ul style="list-style-type: none"> メッキ工場(カドミウムメッキ) 化学工場(顔料、触媒、塩化ビニール安定剤) 亜鉛精錬所 	腎、尿細胞の再吸収作用が阻害され、カルシウムが失われ体内カルシウムの不均衡が起こり、ついで骨軟化症を起こします。(イタイイタイ病の原因)
シアン	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ工場 製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、(アクリルニトリル製造工場)など 	目、咽頭上部気道を刺激し吸入が続けば頭痛、目まい耳なり、嘔吐などが起こり、さらに呼吸困難となります。高濃度のときは脳の呼吸中枢をまひさせ、呼吸停止を起こします。
鉛	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(顔料、塗料) ガラス工場 鉛蓄電池製造業 活字製造業・鉛管製造業 	大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし腹痛、下痢、尿閉が現れ激しい胃腸炎とその結果、起こるショックのため死亡することがあります。少量の鉛が長期にわたって体内に入ると食欲不振、便秘、頭痛、四肢のまひ、けいれん、昏睡などを起こします。
六価クロム	<ul style="list-style-type: none"> クロムメッキ工場 化学工場(顔料、触媒等) 合金製造工業 皮革工場(クロムなめし) 	大量のクロムを摂取すると、嘔吐、腹痛、尿閉、けいれん等が起こり死亡します。その他、皮膚炎、浮腫潰瘍等を起こします。
砒素	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(無機製品、触媒、農薬等の製造工場) 硫酸製造工場 肥料工場(アンモニア製造工場) 	大量に砒素を摂取すると1時間以内に悪心、嘔吐、下痢、脱水症状をきたし、さらに量が多いと激しい胃腸炎症状、血便、けいれん昏睡により死亡します。少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足の知覚障害、皮膚は青銅色となり手のひらや足の裏は角化します。悪心、嘔吐、腹痛、よだれ、さらに肝臓肥大、腎炎を起こし循環障害で死亡します。
総水銀	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(活性アルミナ昇こう、硫化水銀、リン酸水銀等製造業) 水銀計器、乾電池、水銀灯製造業 水銀製造業 	大量に摂取すると歯ぐきが腐り、血便が出ます。(加機水銀中毒)
アルキル水銀	<ul style="list-style-type: none"> 水銀電解法苛性ソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業 	大量に摂取すると吐き気、嘔吐、腹痛、下痢などの徴候をきたし、長期にわたって摂取すると記憶力不良、意思集中不能、頭痛、不眠、味臭の異常、神経痛、よだれなど(水俣病の原因)を起こします。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	<ul style="list-style-type: none"> 電気機器製造業 化学工場 印刷業 	皮膚に色素が黒く沈着し、全身の皮膚にニキビ様の吹き出物ができ、食欲不振、倦怠感、肝臓障害を起こします。

項目	発生源	有害作用
ジクロロメタン	<ul style="list-style-type: none"> セルロース、樹脂、油脂やゴム製造業 	高濃度で暴露すると嘔吐、四肢の知覚異常等を起こします。
四塩化炭素	<ul style="list-style-type: none"> フロン類の原料、溶剤、洗浄剤等 	皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こします。
1,2 - ジクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等 	頭痛、目まい、嘔吐、神経系統への影響等があります。
1,1 - ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニリデン樹脂の原料 	頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害があります。
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 染料抽出剤、合成中間体等 	麻酔作用、肝障害等の影響があります。
1,1,1 - トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 金属の洗浄剤 ドライクリーニング業 	麻酔性、粘膜刺激性があります。
1,1,2 - トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニリデン原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造業 	中枢神経障害、肝障害等の影響があります。
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 金属の洗浄剤 接着剤の塗料の溶剤 	目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛、目まい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こします。発ガン性の疑いがあります。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ドライクリーニング業 金属の洗浄剤 繊維の精錬加工業 	高濃度の場合、目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、目まい、意識喪失を起こします。発ガン性の疑いがあります。
1,3 - ジクロロプロペン	<ul style="list-style-type: none"> 農薬(土壌くん蒸剤、殺線虫剤) 	皮膚や眼球が刺激されます。
チウラム	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場(いおう殺菌剤) 	咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などの影響があります。
シマジン(CAT)	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場(芝以外の除草剤) 	コイ、ミジンコを試験動物として、L ₅₀ 値を測定した魚毒性A類に分類されます。
チオベンカルブ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬(チオールカーバメート系除草剤) 	魚毒性B類に分類されます。
ベンゼン	<ul style="list-style-type: none"> 染料、溶剤、合成ゴム等 	頭痛、目まい、意識喪失等の症状があります。
セレン	<ul style="list-style-type: none"> ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体等 	蒸気の状態では強毒性隔膜壊死、熱症等があります。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ、希土類精鉱 化学肥料 	高濃度の場合、特に乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症します。
ふっ素	<ul style="list-style-type: none"> 金属研磨・ステンレス洗浄 鉄鋼業 	高濃度の場合、斑状歯やふっ素沈着症が生じます。
ほう素	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ ガラス・医薬品 	高濃度の場合、嘔吐や腹痛、下痢及び吐き気が生じます。

項目	発生源	有害作用
1,4 - ジオキサ ン	• 溶剤・安定剤・洗浄溶剤等	肝臓・腎臓への影響、白血球の減少や赤血球の増加、発ガン性があります。

項目	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す尺度です。pH 7 が中性、それ以下で酸性、それ以上でアルカリ性です。水道水としては pH6.5~8.5 までの範囲が望ましいとされています。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を好気性微生物が分解するときに消費する酸素の量です。これが多いほど河川が汚れているといえます。3 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
COD (化学的酸素要求量)	酸化剤により水中の有機物及び無機性被酸化物を酸化分解するのに要する酸素の量です。5 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
SS (浮遊物質)	粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性物質の量をいいます。浮遊物質は魚類のえら呼吸を妨げ、また光の透過量を少なくします。25 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量です。魚類の生存には 6 mg/ℓ以上、水稲で 5 mg/ℓ以上要求され、臭気限界は 2 mg/ℓといわれています。
大腸菌群数	大腸菌群はそれらが水中に存在する否かによって、その水が人畜の糞便により汚染されているかどうかを示します。水浴には 1,000MPN/100mℓ以下が快適とされています。

水質汚濁に係る排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水については、排水基準を定める総理府令により全国一律に適用される排水基準が設定されています。この一律排水基準には、カドミウム、シアンなどの有害物質を対象とした健康項目と、pH、BODなどの生活環境項目があります。

(1) 健康項目に係る一律排水基準

健康項目に係る排水基準については、排出量の多少を問わず全特定事業場に適用されます。

健康項目に関する一律基準

(令和3年3月現在)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10 mg/l(海域以外)
ふっ素及びその化合物	8 mg/l(海域以外)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l
<p><備考></p> <p>1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

（２）生活環境項目に係る一律排水基準

生活環境項目に係る排水基準については、排水量が50 m³/日以上の特定期間のみ適用されます。

生活環境項目に関する一律基準

（令和3年3月現在）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下（海域以外）
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
浮遊物質	200 mg/l（日間平均 150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/c m ³
窒素含有量	120 mg/l（日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

〈備考〉

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業（いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/l を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(3) 都道府県条例による上乗せ基準

一律排水基準では、水質汚濁防止が十分でない認められる水域に排出される特定事業場の排水については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、都道府県の条例により厳しい排水基準（上乗せ排水基準）が設定されます。本市については県の条例である「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年6月30日条例32、以下「排水基準条例」という。）により九頭竜川水域に設定されています。

九頭竜川水域に係る上乗せ排水基準（排水基準条例）

項目	業種	水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準				
			単位：mg/l ・ ()：日間平均				
			九頭竜川水域		新設		
			新設	既設	新設	既設	
			排水量 3,000m ³ （下水道終末処理施設を設置する特定事業場にあつては 50,000m ³ ）				
			未満	以上	未満	以上	
B O D ・ C O D	1 食料品製造業	160 (120)	80 (60)	70 (50)	120 (100)	100 (85)	
	2 繊維工業・染色整理業		60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)	
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業		中芯用セミケミカルパルプ製造業	120 (100)	100 (85)	150 (110)	130 (100)
			その他	70 (55)	60 (45)	120 (100)	100 (85)
	4 化学工業		医薬品製造業	80 (60)	70 (50)	150 (120)	130 (100)
			その他	50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)
	5 旅館業			80(60)		—	
	6 し尿処理施設			—(30)		—(30)	
7 下水道終末処理施設		—(20)		— (60)	— (40)		
8 その他		60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)		
SS	1 食品製造業・染色整理業	200 (150)	120(100)		150(120)		
	2 紙・パルプ・紙加工品製造業		中芯用セミケミカルパルプ製造業	120(100)		160(120)	
			その他	120(100)		150(120)	
	3 旅館業			120(100)		—	
	4 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業			150(120)		—	
	5 し尿処理施設			—(70)		—(70)	
	6 下水道終末処理施設			—(70)		—(120)	
7 その他		90(70)		120(100)			

〈備考〉

- 1 「特定事業場」とは、昭和 53 年 3 月 31 日現在において水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げられている特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 「新設」とは、昭和 53 年 8 月 1 日以後において特定施設を設置（下水道終末処理施設にあつては増設を含む。以下この項において同じ。）する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。）をいう。
- 3 「排水量」とは、一日あたりの平均的な排水の量をいう。
- 4 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものである。
- 5 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が 50 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
- 7 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

水道により供給される水の水質基準

水質基準に関する省令では、水道により供給される水の水質基準を定めています。

当市では、地下水が飲料水として利用されているので、この水質基準に適合することが求められます。

水道水の水質基準

(令和2年4月現在)

項目	基準値
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/1 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/1 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/1 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/1 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/1 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02 mg/1 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/1 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/1 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
ベンゼン	0.01 mg/1 以下
塩素酸	0.6 mg/1 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下

項目	基準値
ジブromokクロロメタン	0.1 mg/1 以下
臭素酸	0.01 mg/1 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下
トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下
ブromोजクロロメタン	0.03 mg/1 以下
ブromホルム	0.09 mg/1 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/1 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/1 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/1 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/1 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/1 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/1 以下
塩化物イオン	200 mg/1 以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/1 以下
蒸発残留物	500 mg/1 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下
ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/1 以下
有機物 (全有機炭素の量)	3 mg/1 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・市内工場・事業所からの工場排水について4か所で水質検査を実施した。1か所で基準値を超える結果となったため、基準値を遵守するよう依頼した。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・合併処理浄化槽の設置に対して5基の補助を行った。また、単独浄化槽から5人槽が2基、6～7人槽が3基の転換を実施した。・保守点検業者との契約時に、第7条水質検査の申込みを確認し、使用開始から3か月後の水質検査結果の提出を求めている。また、適正な維持管理を行っていただくために、冊子の配布や広報により啓発した。・公共下水道事業は、全体計画面積917.5haのうち約76%に当たる697.1haの整備を終えた。・農業集落排水処理施設の維持管理は、15処理施設の維持管理業務の一括した業務委託により、効率的に運転・維持管理することができた。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
	(又は30年度末数値)	(又は30年度末数値)	(又は2年度末数値)
水質汚濁に係る環境基準の達成率(河川) 1年間の水質汚濁測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数全測定回数に占める割合(年度別)	生活環境 有害物質 九頭竜川 97% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 96% 100% (4項目)(27項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 89% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 100% 100% (4項目)(27項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 89% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 100% 100% (4項目)(27項目)
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数 水質汚濁防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数(年度別)	0件	1件	11件
水質汚濁に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、水質汚濁に関する処理件数(年度別)	6件	5件	2件
公共下水道加入人口 公共下水道に接続し、使用している人口(累計)	5,838人	6,294人	6,741人
農業集落排水事業加入人口 農業集落排水に接続し、使用している人口(累計)	6,210人	6,074人	5,879人
合併浄化槽設置人口 合併浄化槽を設置し、使用している人口(累計)	6,423人	5,988人	5,799人

水質汚濁の現況と対策

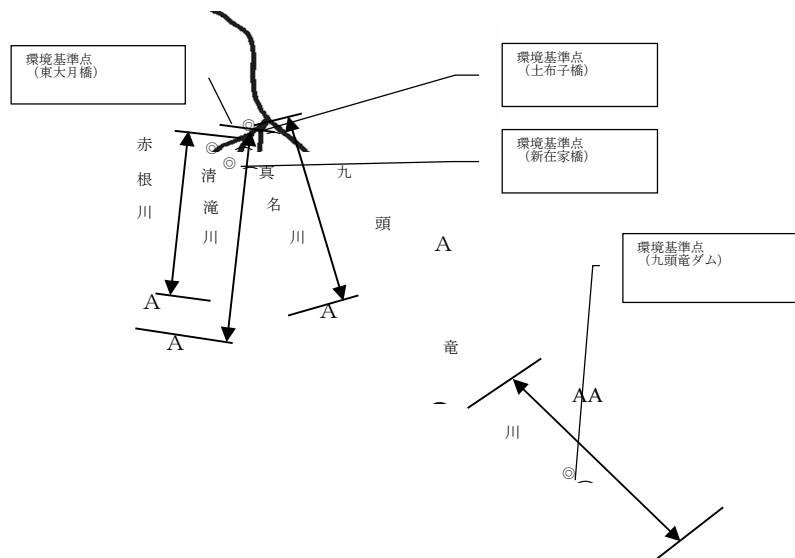
(1) 河川の水質

河川等の公共用水域において現状を把握し、環境基準との適合状況を判定し、今後の水質保全対策に資するため、本市においては県の定めた環境基準点4地点、市の自主測定等により河川の水質測定を定期的実施しています。

河川の水質は、環境基準の類型指定がなされている九頭竜川、真名川、清滝川及び赤根川のほか、新堀川など水質検査を行っています。なお、大野市環境基本計画で定めている目標値を全ての河川において達成することができました。

また、水質汚濁に関する令和2年度苦情申立は2件でした。

油漏れがあった場合は、事業所等からの流出については厳重に指導の他、流出を事前に防止するための啓発が必要です。



【環境基準の水域類型の指定】

九頭竜川（九頭竜ダムより下流）、真名川、清滝川、赤根川

A 類型 基準値＝pH 6.5 以上 8.5 以下、BOD 2 mg/1 以下、DO 7.5 mg/1 以上
SS 25 mg/1 以下、大腸菌群数 1,000MPN/100ml 以下

九頭竜川（九頭竜ダムより上流）

AA 類型 基準値＝pH 6.5 以上 8.5 以下、BOD 1 mg/1 以下、DO 7.5 mg/1 以上
SS 25 mg/1 以下、大腸菌群数 50MPN/100ml 以下

[指 定]

九頭竜川 （昭和 47 年 3 月 31 日福井県告示 209）

真 名 川 （昭和 53 年 3 月 31 日福井県告示 316）

清 滝 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 310）

赤 根 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 310）

[一部改正]

真 名 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 311） 格上げ、指定範囲の変更

福井県では、水質汚濁防止法に基づき、県下における公共用水域の水質汚濁の状況把握を目的として、公共用水域の水質検査を実施しています。

本市においては、県が定めた環境基準点 4 地点（上図参照）で行われています。

水質の測定結果については、以下のとおりです。

